

# 郡山市医療介護病院医療機器等整備費補助金交付要綱

平成 17 年 4 月 1 日制定

[保健福祉部社会福祉課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、郡山市医療介護病院（以下「病院」という。）において、適切な医療の提供体制を整備することを目的とし、平成 17 年 3 月 28 日に郡山市と病院の指定管理者である社団法人郡山医師会（以下「医師会」という。）が締結した「郡山市医療介護病院に関する覚書」に基づき、病院の開院時に必要な医療機器、備品等（以下「医療機器等」という。）の費用として、医師会に対し補助金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第 2 条 補助の対象は、次に掲げる医療機器等で市長が必要と認め、医師会が平成 18 年 3 月 31 日までに購入するものに要する経費とする。

- (1) 医療機器
- (2) 事務用品
- (3) 患者送迎用車両
- (4) 厨房機器
- (5) その他診療に必要な物品

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が別に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 医師会は、この要綱に定める補助金の交付を受けようとするときは、郡山市医療介護病院医療機器等整備費補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、平成 17 年 4 月 11 日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 購入品目、数量及び購入予定価格の一覧表
- (2) 補助事業に係る収支予算書（第 2 号様式）
- (3) 事業計画書（第 3 号様式）
- (4) 申請時点において確定している法人全体の予算書及び決算書
- (5) その他市長が必要と認めて指示する書類

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適正であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、補助金の交付決定をしたときは、郡山市医療介護病院医療機器等整備費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請を受理した日から3週間以内に医師会に通知しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により修正を加えたときは、前項の通知書に修正事項が分かる書類を添付して通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 市長は、必要と認めるときは、医療機器等の費用の支払い時期に応じて、その都度補助金を交付することができる。

2 医師会は、前項に規定する方法により補助金の交付を受けようとするときは、郡山市医療介護病院医療機器等整備費補助金交付請求書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に請求するものとする。

(1) 購入業者からの見積書、納品書及び請求書の写し

(2) その他市長が必要と認めて指示する書類

（補助金の交付条件）

第7条 補助金交付の条件は、規則第6条第1項第1号から第3号まで定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 補助金を目的外に使用してはならない。

(2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類等を備え、医療機器等を購入した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保存しなければならない。

(3) 補助金により購入した医療機器等は、台帳を整備し、善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 医師会は、第4条の規定により申請をした医療機器等で一契約あたりの購入予定価格が100万円以上のものについて、機種選定のための組織を設置し、選定しなければならない。

3 医師会は、前項に規定する機種選定のための組織に、市職員を参加させなければならない。

4 前項に規定する市職員は、公正な機種選定が行われるよう指導し、及び監督する。

5 医師会は、第2項の規定により機種を選定したときは、その機種及び購入予定価格について、購入前に市長へ協議し、同意を得なければならない。

（契約方法及び納品確認）

第8条 医師会は、医療機器等の購入にあたっては、購入価格にかかわらず複数の業者から見積書を徴し、そのうちの最低価格を提示した業者から購入しなければならない。

2 医師会は、前条第2項に規定する医療機器等について、前項に規定する見積書の徴取にあたっては、あらかじめ同一の日時を業者に指定し、市の立会いを受け、その場で最低価格を明らかにしなければならない。

3 医師会は、第1項の規定による購入に際し、見積書を徴する業者及びその契約額の決定にあたっては、公平性及び透明性を確保しなければならない。

4 医師会は、合理的な理由がある場合は、第1項の規定によらない購入をすることができる。  
ただし、事前に市長に協議し、同意を得なければならない。

5 医師会は、前条第2項に規定する医療機器等について、納品時には、市の立会いを求め、確認を受けなければならない。

(内容変更の申請等)

第9条 規則第6条第1項第1号の規定による変更の承認を受けようとするときは、郡山市医療介護病院医療機器等整備内容変更承認申請書(第6号様式)に変更後の第4条第1号から第3号までに規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 価格に影響を及ぼさない規格等の変更

(2) その他市長が認める軽微な変更

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当であると認めるときは、速やかに承認の決定をし、内容変更承認通知書(第7号様式)により、医師会に通知しなければならない。

(完了報告)

第10条 医師会は、医療機器等の整備が完了したときは、速やかに郡山市医療介護病院医療機器等整備完了報告書(第8号様式)により、平成18年3月31日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 医師会は、医療機器等の整備が完了したときは、郡山市医療介護病院医療機器等整備実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、平成18年4月30日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(第10号様式)

(2) 収支決算書(第11号様式)

(3) 医療機器等の配置図

(4) その他市長が必要と認めて指示する書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る書類の審査、医療機器等の確認等により、当該補助の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、郡山市医療介護病院医療機器等整備費補助金交付額確定通知書(第12号様式)により、医師会に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、医療機器等を購入した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間とする。

2 規則第20条第2号の機械及び重要な器具で別に指定するものは、この要綱の規定に基づき、

補助の対象となった医療機器等（購入単価が2万円未満の物を除く。）とする。

3 医師会は、規則第20条の規定により、財産処分の承認を受けようとするときは、承認を受けようとする日の2か月前までに市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定められている財産の耐用年数に相当する期間を勘案するとともに、医療機器等の使用頻度及び状態を確認し、適当であると認めたときは、承認することができる。

（医療機器等の無償引渡し）

第14条 医師会は、郡山市病院条例（平成15年郡山市条例第53号）第4条に規定する指定管理者の指定を取り消されたときは、補助金により購入した医療機器等（前条第3項の規定により承認を受けて処分した医療機器等を除く。）を市に無償で譲渡し、引き渡さなければならない。

2 前項の場合において、前条第3項の規定による市長の承認を受けずに処分した医療機器等があるときは、代替品による引渡し又は相当する金員の支払いに代えることができる。

（補助金交付決定の取消し）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金交付の目的又は補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 規則又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の取消しを行った場合は、補助の取消し部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命じなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。